



西教第 1343 号
令和 5 年 10 月 24 日

保護者 各位

西都市教育委員会
教育長 榎本 浩之
(公印省略)

中学校再編に伴う就学校の取扱いについて

秋冷の候、保護者の皆さまにはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年度の中学校再編に伴う就学校に関して、本市教育委員会では、以下のとおり取り扱うこととしておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

市内の学校では、これまでもそれぞれ通学区域が定められており、原則として住所の属する通学区域の学校に就学することとなります。ただし、区域外就学の許可基準（裏面参照）が設けられており、基準に該当する事由がある場合のみ、指定校の変更が認められることとしており、中学校再編を理由として特別な基準は設けておりません。

なお、区域外就学を許可する場合は、「通学については、保護者が一切の責任をもち、安全な方法で対処すること。」をお願いしております。

令和 8 年度の再編に向けて、各小中学校では、再編後、学力面や生活面において、生徒が問題なく学校生活を過ごせるように、今後、計画的に取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

区域外就学に関して、希望や相談等がある場合は、遠慮なく下記担当までご連絡ください。また、区域外就学を申請する場合は、在籍小学校に事前に相談の上、申請してください。

【文書取扱】

西都市教育委員会
教育政策課 学校教育係
担当：上橋
TEL：0983-43-3438
Mail：gakkou@city.saito.lg.jp

通学区域外就学特別許可基準

許可事項	摘 要	提出書類	許可期間
1 転居	学年途中の転居で、引き続き転居前の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合。	・理由書 ・転居が確認できる書類	学期末まで (校長が必要と認める場合は、小学校は学年末、中学校は卒業まで可とする。)
2 転居予定	住宅の新築等の理由により、事前に転居先の学校に就学を希望する場合。	・理由書 ・契約書等の建築予定が確認できる書類	転居日の前日まで
3 留守家庭	(1)保護者の就労により、下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となるため、放課後の児童の安全確保が困難で、保護者の勤務先または祖父母宅の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合。	・理由書 ・就労証明書 ・営業証明書 ・預かり書(保護する者)	小学校卒業まで (年度更新)
	(2)留守家庭(1)の理由で許可を受け、中学校入学時に引き続き在籍した小学校の通学区域を持つ中学校へ就学を希望し、かつ、校長が必要と認める場合。		中学校卒業まで (年度更新)
4 身体的理由	身体虚弱又は通院治療を必要とする場合。通院通学に便利な学校に就学を希望する場合。	・診断書	診断書に基づく期間
5 教育上の配慮	(1)いじめ及び不登校等の事実があり、転校により状況が改善されると判断される場合。	・理由書 ・現住所を確認できる書類((4)の理由による場合のみ提出) ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間
	(2)転校により明らかに不登校または過度の精神的な負担が予測される場合。		
	(3)在学中の兄・姉がいる場合で、弟・妹が兄・姉の在籍校を希望する場合。		
	(4)DV等による特別な事情により住民票の異動ができないと認められる場合。		
	(5)小学校在学時に、教育上の配慮(1)から(4)の理由で許可を受け、中学校入学時に引き続き在籍した小学校の通学区域を持つ中学校へ就学を希望し、かつ、校長が必要と認める場合。		
6 特別支援学級	(1)指定学校に特別支援学級がない場合で、特別支援学級への入級を希望するとき。	・理由書 ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間または就学指導委員会の指定する期間
	(2)指定学校に特別支援学級がある場合で、既に特別支援学級(1)の理由により指定学校以外の学校の特別支援学級に入級して、継続して入級を希望するとき。		
	(3)就学指導委員会の判断に基づき適する学校に就学する場合。		
7 部活動	指定された中学校に希望する部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある最寄りの中学校に通学を希望する場合。	・理由書 ・同意書 ・新入生については、卒業予定の小学校校長の意見書を、在学生については、当該校の校長先生の意見書を提出すること。	卒業まで 但し、途中で退部(いかなる理由でも)した場合には、指定中学校へ戻ること。
8 隣接校区	校区界に居住し、隣接する他の通学区域との地域交流が深く、通学距離・交通事情も考慮の上、隣接する他の通学区域の指定学校に就学を希望する場合。	・理由書 (地図で場所を確認)	卒業まで
9 その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に必要と認める場合。	・理由書 ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間

❖ 以上の許可基準は許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではありません。

❖ 通学上の安全について保護者が全責任を持つことが条件となります。

❖ 通学区域外就学特別許可を受けた場合、「遠距離通学通園生に対する通学通園費補助金交付要綱」に基づく補助金は交付されません。